

平成 25 年 7 月 24 日

研究室担当者様

環境安全管理室

### オートクレーブ・遠心機の定期自主検査について

オートクレーブ・遠心機は、1 年以内ごとに 1 回定期的に自主検査を行い、自主検査を行ったときは検査事項について記録し、これを 3 年間保存することが定められております。

つきましては、下記の要領に従い上記機器の定期自主検査と検査表の提出をお願い致します。研究室に保有する機器の自主検査表は、環境安全管理室ホームページ（下記 URL）からダウンロードして下さい。

なお、自主検査は原則として上記講習会を受講した教職員及び学生が実施し、自主検査により異常が認められた際は速やかに、専門業者の点検および修理を行って下さい。

#### 【自主検査表提出要領】

1．検査表ダウンロード先：

<http://jimubu.adm.s.u-tokyo.ac.jp/public/index.php/Tenken>

2．提出書類：（オートクレーブ・遠心機）自主検査表

3．提出先：環境安全管理室（研究室責任者押印の上、学内便にて）

\* 随時受け付けます。

\* 提出された書類は環境安全管理室にて保存します。

4．問合わせ先：環境安全管理室 吉田（内線20640）

[kankyo@adm.s.u-tokyo.ac.jp](mailto:kankyo@adm.s.u-tokyo.ac.jp)

#### 【自主検査対象機器と関連法規】

・遠心機（労働安全衛生規則第四百四十一条）

・オートクレーブ（安衛法第四十五条、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十四条）